

3. 学会および教育・研究機関等との連携
 - (1) 医学会開催に対する助成
4. 北海道医学大会の開催
5. 北海道医師会賞の贈呈
6. 新専門医制度への対応
 - (1) 北海道医療対策協議会・専門医制度等検討分科会への参加・協力
 - (2) 日本専門医機構「共通講習」の開催
7. 新医師臨床研修制度への対応
 - (1) 臨床研修医との懇談会の開催
 - (2) 指導医のための教育ワークショップの開催
 - (3) 北海道臨床研修病院等連絡協議会・北海道ブロック臨床研修制度協議会の開催
8. 地域医療を担う青少年育成事業の推進
 - (1) 医師不足地域の小中学校生に対する「医療模擬体験」の実施等

9. 第30回日本医学会総会2019中部への協力

[財 務 部]

1. 会計・経理の適正な運用
 - (1) 公益法人会計基準の準拠
 - (2) 一般社団法人としての収益事業の税務申告への対応
 - (3) 新たに導入した会計システムの適正な運用
 - (4) 資金の安全な運用
 - (5) 計画的特定積立預金の確保
2. 会館および附属設備の管理運営
 - (1) 会館の適正な保全および将来の会館構想の検討
 - (2) 優良テナントの確保
 - (3) 万全な保守整備

医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、
人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、
医師は責任の重大性を認識し、
人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

- 1 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
- 2 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
- 3 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
- 4 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
- 5 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
- 6 医師は医業にあたって営利を目的としない。